

(訳文)

合意された議事録

本日ハノイで署名された原子力の開発及び平和的利用における協力のための日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に関し、下名は、次の了解をここに記録する。

1 転換又は燃料加工の工程において他の核物質と混合されることにより、協定に基づいて移転された核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質の特定性が失われた場合又は失われたと認められる場合には、協定の下での当該核物質の特定については、代替可能性の原則及び構成比率による比例の原則により行うことができることが確認される。

2 両締約国政府は、協定の効果的な実施のため、協定の適用を受ける核物質、資材、設備及び技術の最新の在庫目録を毎年交換することが確認される。

3 協定第三条(b)に関し、ベトナム社会主義共和国は、同条(b)に規定する追加議定書の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び当該追加議定書の締結の時から当該追加議定書に適合するように行動することが確認される。両締約国政府が核物質、資材、設備及び技術の移転の条件（ベトナム社会主義共和国政府

が当該核物質、資材、設備及び技術の使用に関する情報を提供すること並びにベトナム社会主義共和国における関係施設への日本国政府の要請に基づく同国政府による協議のための訪問を受け入れることを含む。）について書面により事前に合意する場合に限り、当該追加議定書の締結に先立ち日本国からベトナム社会主義共和国に当該核物質、資材、設備及び技術を移転することができる。

4 協定第五条に関し、それぞれの国において効力を有する法令に従い、協定に基づいて移転された全ての核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質を対象とする国内の核物質計量管理制度が確立されておられ、及びこれが維持されることが確認される。

5 協定第六条1に関し、日本国は、千九百九十七年九月五日に作成された使用済燃料管理及び放射性廃棄物管理の安全に関する条約に適合するように行動することが確認され、また、ベトナム社会主義共和国は、同条約の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び同条約の締結の時から同条約に適合するように行動することが確認される。

6 協定第六条2に関し、ベトナム社会主義共和国の管轄内にある施設であつて協定の適用を受ける核物質、資材、設備又は技術が置かれ又は用いられるものにおいて国際原子力・放射線事象評価尺度の第二水

準又は当該水準を超える水準に相当する事象が生じた場合には、ベトナム社会主義共和国政府は、国際原子力機関（以下「機関」という。）に対して当該事象を通報し、必要に応じて機関の関係する安全検討チームの派遣に係る要請を行い、及び当該チームを接受し、並びにベトナム社会主義共和国において効力を有する法令に従い機関が勧告する措置をとることが確認される。

7 協定第七条に関し、日本国は、二千五年九月十四日に署名のために開放された核によるテロリズムの行為の防止に関する国際条約に適合するように行動することが確認され、また、ベトナム社会主義共和国は、同条約の締結のため必要な措置をとる意図を有し、及び同条約の締結の時から同条約に適合するように行動することが確認される。

8 協定第七条及び第十二条1に関し、両締約国政府は、いずれか一方の締約国政府の要請により、協定に基づいて移転される核物質及び回収され又は副産物として生産された核物質に関係する防護措置の妥当性について検討するため、協議を行うことが確認される。

9 協定第十三条1(b)の適用に当たり、両締約国政府は、同条1(b)に規定する重大な違反の決定に関し、機関の理事会の行う次の認定を最終的なものとして受諾することが確認される。

(a) 違反の認定

(b) 関連する保障措置協定の下で保障措置の対象とすることが要求される核物質の核兵器その他の核爆発装置への転用がなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

(c) 申告されていない核物質が存在しなかったこと又はそのような原子力活動が行われていなかったことにつき機関として確認することができない旨の認定

二千十一年一月二十日にハノイで

日本国政府のために

谷崎泰明

ベトナム社会主義共和国政府のために

レ・ティエン